

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱をここに告示する。

令和 6 年 8 月 9 日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 古川 隆三郎



長崎県後期高齢者医療広域連合告示第 11 号

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱の一部を改正する要綱

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱（平成 20 年長崎県後期高齢者医療広域連合告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 (第 4 条関係) 4

高齢者の医療の確保に関する法律第 89 条に規定する期間がある者の項減免の割合の欄中「その事由の消滅した日の属する月まで」を「その事由の消滅した日の属する月の前月まで」と改める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。